

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Sisterhood（以下「この法人」とする）の、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(公開情報の管理)

第2条 この団体の情報公開に関する事務は、代表が管理監督する。（情報公開の対象とする資料及び事務の整備）

第3条 この団体は、その役員・職員その他利害関係人から、会則、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、役員名簿、理事会及び社員総会の議事録等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いては、これらの書類を閲覧させなければならない。

(情報公開の方法・日時)

第4条 この団体は、情報公開の対象に応じ、当団体事務所での閲覧・写し、並びにインターネットの方法により行うものとする。

2 情報公開に関わる費用は、情報公開要望者が負担する事とする。

3 情報公開の日時については、当団体の事務所開設日に限る。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、2024年8月24日より施行する。（2024年8月24日理事会決議）